

2015年度（平成27年度）

西学区の福祉を高める会 報告会

西学区ボランティアの会 総会

1. 議 事

(1) 第1号議案

2014年度（平成26年度）事業報告

(2) 第2号議案

2014年度（平成26年度）収支決算報告

2014年度（平成26年度）会計監査報告

(3) 第3号議案①②

役員改選

(4) 第4号議案

2015年度（平成27年度）事業計画（案）

(5) 第5号議案

2015年度（平成27年度）予算（案）

2. その他

3. 閉会のことば

【第1号議案】

2014年度（平成26年度） 事業報告

1. いきいきサロン

(1) さわやかサロン西

月 日			さわやかサロン西（会場：西公民館）		
			事業名	担当	参加人数
①	5月11日	(日)	講演会『自転車専用ゾーン法令講習会』	安全部会	93名
②	5月13日	(火)	歴史を学ぼう『黒田官兵衛』	総務部会	32名
③	6月21日	(土)	男子料理教室	運営委員会	17名
④	7月30日	(水)	おしゃべりと灯ろうづくり	叶え隊	11名
⑤	8月20日	(水)	水遊びで童心にかえろう	育成	107名
⑥	8月21日	(木)	おしゃべりとそうめん流し	育成	92名
⑦	10月4日	(土)	男子料理教室	運営委員会	15名
⑧	1月31日	(土)	三世代交流囲碁大会	運営委員会	12名
⑨	1月15日	(木)	昔遊びで幼稚園児と交流	地域ボランティア	73名
⑩	2月7日	(土)	男子料理教室	運営委員会	21名
⑪	2月18日	(水)	折紙で遊ぼう	文化部会	10名
⑫	3月17日	(火)	ニュースポーツに挑戦	環境部会	10名
⑬	7月13日	(土)	講演会『認知症・脳トシについて』	運営委員会	34名

(2) おもちゃサロン

月 日			おもちゃサロン（会場：西幼稚園）		
			事業名	担当	参加人数
①	4月15日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 女性会	34名
②	5月13日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 老人クラブ	41名
③	6月3日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 女性会	43名
④	7月1日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 老人クラブ	40名
⑤	8月5日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 女性会	15名
⑥	9月2日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 老人クラブ	42名
⑦	10月7日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 女性会	43名
⑧	11月4日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 老人クラブ	36名
⑨	12月2日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 女性会	42名
⑩	1月13日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 老人クラブ	41名
⑪	2月3日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 女性会	33名
⑫	3月3日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員 老人クラブ	36名

(3) 各福祉会・老人クラブで実施する福祉活動の指導・応援

- * 佐波町福祉会 ふれあいサロン 10回
- * 西桜町福祉会 銀齡ふれあいサロン 24回
- * 池之淵福祉会 ike-ikeサロン 10回
- * 西町協和会福祉会 寄り道サロン 10回
- * 神島福祉会 老（おい）な～ず 28回（うち百歳体操23回）
- * 本庄町中2丁目福祉会 いきいき寿会 10回

2. 福祉活動メニュー事業

(1) 西学区の福祉を高める会「①季節の味宅配②ブックスタート③紙芝居」

①季節の味・誕生日のお祝い宅配（小地域ネットワーク対象者に配布）

*5月 7日→かしわ餅（6名）

*9月22日→おはぎ（6名）

*2月 3日→巻きずし（5名）←1名入院中

*お誕生日にプレゼント（6名）

②ブックスタート（新生児に初めての絵本プレゼント）

*担当民生委員を介し配布（7冊）

③紙芝居（幼児・児童に紙芝居・大型絵本の読み聞かせと工作）

*5月31日（19名）/2月14日（27名）

(2) 池之淵福祉会「児童見守りボランティアと児童保護者との交流会」

(3) 西町協和会福祉会「どーしょうるん？昼ごはん食べたっ？」

(4) 東桜町福祉会「ネットワークづくり 現状と今後」

(5) 長者町福祉会「たすけあいであらゆる町づくり」

3. 小地域ネットワーク活動

(1) 小地域ネットワーク活動対象者へ訪問活動 (3月31日現在)

福祉会名	対象者	活動の分類	対象者に対するボランティア数	延べ訪問回数	備考
池之淵	女	見守り活動	3	20	
	女		3	20	
	男		3	29	
本丸	女		3	32	
佐波	女		4	25	
協和会	女		3	70	

(2) 小地域ネットワーク活動情報交換会

2015年（平成27年）1月23日（金） 参加者数 22名

(3) 小地域ネットワーク活動対象者へ季節の味・誕生日のお祝い宅配 6名

(4) 安否確認のためのインターホン貸与(2009年度購入のもの)

2014年度（平成26年度）要望なし

(5) 70歳以上のひとり暮らし及び夫婦とも病弱世帯の把握

実施日 年間（福祉会単位で調査）

対象世帯 合計204世帯

4. 地域福祉活動推進事業

(1) 包丁研ぎ

2014年度（平成26年度）要望なし

(2) 高齢者健康体操（2福祉会 合計56名参加）

* 5月30日→西町北福祉会（14名）

* 2月11日→西町協和会福祉会（42名）

(3) 福祉だよりの発行

年間1回 学区全世帯に配布（2,236部）

5. 福山市聴覚障害者地域支援センターとの連携

交流グラウンドゴルフ大会

*実施日 7月27日(日)

*実施場所 西小学校グラウンド

*参加人数 56名

6. 地域包括支援センターとの連携

(1) 健康相談・健康体操

*実施日 12月3日(水)

*実施場所 第2会議室（旧西幼稚園会議室）

*参加人数 15名

*講師 地域包括支援センター南本庄 小山智恵

(2) はざくらの会（地域のお年寄りとその家族を応援する会）

*実施日 毎月第1・3水曜日

*実施場所 第2会議室（旧西幼稚園会議室）

*参加人数 488名（延べ人数）

*指導 地域包括支援センター南本庄

【第4号議案】

2015年度（平成27年度） 事業計画(案)

1. いきいきサロン

(1) さわやかサロン西

月 日			さわやかサロン西（会場：西公民館）	
			事業名	担当/講師
①	5月14日	(木)	講演会『歴史について』	講師/岡崎忠さん
②	6月20日	(土)	男子料理教室	担/参加者
③	7月18日	(土)	講習会『ラジオ体操』	講師/体協
④	7月29日	(水)	おしゃべりと灯ろうづくり	担/高める会
⑤	9月18日	(金)	講習会『高齢者の栄養について』	講師/包括支援センター
⑥	10月17日	(土)	男子料理教室	担/参加者
⑦	11月20日	(金)	講演会『認知症について』	講師/包括支援センター
⑧	12月18日	(金)	健康相談・健康体操	講師/包括支援センター
⑨	1月16日	(土)	三世代交流囲碁大会	担/高める会
⑩	2月20日	(土)	男子料理教室	担/参加者

(2) おもちゃサロン

月 日			おもちゃサロン（会場：西幼稚園）		
			事業名	担当	
①	4月14日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	女性会
②	5月12日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	老人クラブ
③	6月2日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	女性会
④	7月7日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	老人クラブ
⑤	8月4日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	女性会
⑥	9月8日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	老人クラブ
⑦	10月6日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	女性会
⑧	11月10日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	老人クラブ
⑨	12月2日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	女性会
⑩	1月12日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	老人クラブ
⑪	2月2日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	女性会
⑫	3月1日	(火)	おもちゃサロン	民生児童委員	老人クラブ

*おもちゃサロン管理者

*ボランティア

(3) 各福祉会・老人クラブで実施する福祉活動の指導・応援

いきいきサロン・喫茶店風サロン（新事業）

- *佐波町福祉会 ふれあいサロン
- *西桜町福祉会 銀齡ふれあいサロン
- *池之淵福祉会 ike-ikeサロン
- *西町協和会福祉会 寄り道サロン
- *神島福祉会 老（おい）な～ず
- *本庄町中2丁目福祉会 いきいき寿会
- *長者町福祉会 ときめきサロン

2.福祉活動メニュー事業

(1)西学区の福祉を高める会

①季節の味・誕生日のお祝い宅配②ブックスタート③夏休み体験

(2)池之淵福祉会

(3)西町協和会福祉会

(4)東桜町福祉会

(5)長者町福祉会

3.小地域ネットワーク活動

(1)対象者支援活動

*見守りを中心とした訪問活動に可能な地域から生活支援活動を加えていく

*緊急時連絡手段の設置（インターホン）

*季節の味・誕生日のお祝い宅配（対象者へ）

(2)小地域ネットワーク活動情報交換会

(3)70歳以上の一人暮らし及び夫婦とも病弱世帯の把握

*各福祉会ごとに調査

4.地域福祉活動推進事業

(1)包丁研ぎ（自分では包丁を研ぐことが困難な高齢者世帯を対象）

(2)高齢者健康体操（福祉会単位でインストラクター又は 保健師（事務局で手配する）による健康体操）

(3)福祉だよりの発行

5.福山市聴覚障害者地域活動支援センターとの連携

(1)交流グラウンドゴルフ大会 5月24日（日）

(2)手話教室など障がい者への理解を深めるため、交流の場を設ける。

6.福山市地域包括支援センター南本庄との連携

(1)講習会『高齢者の栄養について』 9月

(2)講演会『認知症について』 11月

(3)講習会『健康相談・健康体操』 2月

西学区の福祉を高める会 規約

- 第1条 この会は、西学区民の親睦と連絡組織の強化並びに自治意識の高揚により、住民共通の福祉を増進して、明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。
- 第2条 この会は、前条の目的達成のため、つぎの事業を実施する。
- ①町単位「福祉会」及び「学区ボランティアの会」との連携、協働活動に関する事項。
 - ②「学区ボランティアの会」を中心としたボランティア活動の推進に関する事項。
 - ③地域福祉（とりわけ在宅福祉）の増進に関する事項。
 - ④各種団体及び福祉施設との連携並びに協働活動に関する事項。
 - ⑤福祉活動推進のための講演会・研修会・映画会などの開催に関する事項。
 - ⑥学区内の地域課題把握のため調査活動に関する事項。
 - ⑦その他、目的達成に必要な事項。
- 第3条 この会は、「西学区の福祉を高める会」という。
- 第4条 この会の事務局は、西公民館におく。
- 第5条 この会は、西学区まちづくり推進委員会の運営委員をもって組織する。
- 第6条 この会に次の役員をおく。
- | | | | | | |
|-------|----|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 若干名 | 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 会計 | 2名 | 5. 会計監査 | 2名 | 6. 理事 | 若干名 |
- 第7条 役員を選出方法は、つぎのとおりとする。
- ①会長・副会長は西学区まちづくり推進委員会の委員長・副委員長がこれにあたる。
 - ②副会長のうち1名は学区ボランティアの会代表者が就任する。
 - ③事務局長・会計・会計監査は西学区まちづくり推進委員会の事務局長・会計・会計監査がこれにあたる。
 - ④理事は会長が西学区まちづくり推進委員会の運営委員の中から委嘱する。
- 第8条 役員の職務は、つぎのとおりとする。
- ①会長は、この会を代表し、会務を総括する。
 - ②副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
 - ③事務局長は、この会の事務を司る。
 - ④会計は、この会の会計を司る。
 - ⑤会計監査は、この会の会計を監査する。
 - ⑥理事は、会長の諮問を受け福祉事業に関する企画・調査を行う。
- 第9条 役員任期は、2年とする。但し、再選は妨げない。
補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
役員任期満了後でも、後任が選任されるまでその職務を行うものとする。
- 第10条 この会の会議は、総会・役員会とする。
- ①総会は、役員及び会長の委嘱した者を含めた合同会議を持ってこれに代えることができる。
 - ②役員会は、正副会長・事務局長・会計・理事をもって構成する。
 - ③総会・役員会は会長が招集しその議長となる。
 - ④会議は、出席者の過半数で決する。

第11条 会議は、この規約に特別の定めのあるときのほか、つぎの項目を審議する。

①総会

イ 事業報告・事業計画・予算・決算に関する事項。

ロ 規約の改廃に関する事項。

ハ その他、会長が必要と認めた事項。

②役員会

イ 総会に提出する議案の審議。

ロ この会の運営に関する事項。

ハ 問題発見・解決のための諸活動の審議。

ニ その他、会長が必要と認めた事項。

第12条 この会の運営費は、助成金・奨励金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第13条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

〈付 則〉

この規約は、2000年（平成12年）6月27日から施行する。

この規約は、2002年（平成14年）5月29日から施行する。

この規約は、2006年（平成18年）4月28日から施行する。

この規約は、2009年（平成21年）4月30日から施行する。

この規約は、2012年（平成24年）4月30日から施行する。

西学区ボランティアの会 規約

(名 称)

第1条 この会は「西学区ボランティアの会」（以下ボランティアの会）という。

(目 的)

第2条 ボランティアの会は「福祉を高める会」の趣旨をふまえ、また地域の各種団体とも連携する中で、学区内においてボランティアとして自主的・自発的な活動を行い、地域の福祉を高め住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、「西学区まちづくり推進委員会」運営委員・部会委員を以て組織し、また西学区内に居住する住民で、ボランティアとして登録したもの及び次の団体も含め構成する自主的な団体である。

叶え隊

この会の事務局を西公民館に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

1. 「福祉を高める会」との連携及び協働の活動。
2. ボランティア活動に関する啓発・情報提供活動。
3. ボランティア活動に関する研修・交流活動。
4. ボランティア活動に関する相談活動。
5. 福祉課題の発掘に関する活動。
6. 福祉活動に対する援助・支援活動。
7. 関係機関・団体との連絡調整・協議活動。
8. その他目的達成のための必要な事項。

(役 員)

第5条 この会につぎの役員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 代表 | 1名 |
| 2. 副代表 | 4名 |
| 3. ボランティアコーディネーター | 若干名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 会計 | 2名 |
| 6. 会計監査 | 2名 |
| 7. 幹事 | 若干名 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は「西学区まちづくり推進委員会」運営委員会において選出する。

2. 代表者は「福祉を高める会」の副会長に就任するものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 この会は、総会・役員会及び連絡会とする。

1. 総会は毎年1回開催する。
2. 役員会及び連絡会は、必要のつど開催する。

(経 費)

第9条 この会の経費は、奨励金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(施行細則)

第10条 規約の改廃は、総会出席者の過半数をもって議決する。

2. この規約に定めるもののほか、必要な細則は、役員会などに諮り代表者が定める。

付 則

この規約は、平成12(2000)年6月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成14(2002)年6月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成16(2004)年5月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成18(2006)年4月28日から施行する。